

月次総会議事録

令和6年(第12回)加古川市農業委員会月次総会

令和6年12月19日(木)

加古川市役所新館9階 192会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席 6 馬田 禧紹

事務局

局長 桑山 隆	次長 中村 浩孝
農地係長 池田 健司	主査 橋本 英

農林水産課

農政係 主事 河野 友博	事務員 甲斐 彩香
--------------	-----------

現地調査(東地区)

12月13日(金) 午前10時00分から

馬田会長、岡本総務委員長、庄司委員、井相田委員、事務局2名

現地調査(西地区)

12月13日(金) 午後1時15分から

馬田会長、岡本総務委員長、長井委員、藤原委員、事務局2名

丸山 良作 副会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和6年第12回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 16名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、15番 柿本 真千代 委員、17番 久保田 四郎 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第119号を議題といたします。
議案第119号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。議案番号13番につきましては、12月13日付けで取下書の提出がありましたので、議案から削除願います。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町木村 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

2 野口町野口 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

3 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、

■さんへ。

4 西神吉町鼎 ■、■ 平米 外1筆、計 ■ 平米。■

■さんから、■さんへ。

5 志方町上富木 ■、■ 平米。■さんから、■さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

6 志方町上富木 ■、■ 平米。■さんから、■さんへ。

7 志方町上富木 ■、■ 平米。■さんから、■さんへ。

8 志方町大澤 ■、■ 平米。■さんから、■さんへ。

9 志方町大澤 ■、■ 平米 外3筆、計 ■ 平米。■さんから、■さんへ。賃貸借権設定。

議案書3ページをご覧ください。

10 志方町大澤 ■、■ 平米 外1筆、計 ■ 平米。■さんから、■さんへ。賃貸借権設定。

11 志方町西牧 ■、■ 平米。■さんから、■さんへ。新設農家。

12 志方町西牧 ■、■ 平米。■さんから、■さんへ。新設農家。

14 志方町横大路 ■、■ 平米 外1筆、計 ■ 平米。■さんから、■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、3番の案件については、小野市の耕作証明書が添付されています。

新設農家のうち、11番及び12番の案件については、新規就農にかかる聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1～4ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、11番及び12番の案件について、新設農家の聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。12月13日金曜日 午後4時より、岡本総務委員長と私、事務局1名の合計3名で、議案第119号11番及び12番の譲受人である ■さん、そのお父さん、譲渡人の ■さん出席のもと、

新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■さんは、現在、■在住で、5年くらい前から父親が近所に借りている1反ほどの農地で家庭菜園をされているそうです。父親に指導してもらいながら、野菜を作るうちに農業に興味を持ったとのこと。本格的に農業を進めるにあたり、近畿圏内で農地を探したそうで、インターネットなどで調べ、加古川市の空き家や農地の情報を知り、今回、本市の農地を取得することになったとのこと。

申請地を取得後、本市に移り住むこととしており、1年目は取得予定の空き家をリフォームしながら、まずは土づくりとともに、自家消費用として、ほうれん草や小松菜、枝豆、玉ねぎなどを作付けし、無農薬栽培にも挑戦したいとのことでした。また、2年目から野菜のセット販売などができるよう本格的に取り組みたいとの意向もお話されていました。農機具等については、現在所有の耕運機等で取り組み、今後、大型の機械の取得も検討したいそうです。

聞き取りの結果、本市に移り住み、農業に取り組んでいこうとする意気込みを聞くことができたと思います。県外からの移住であるため、農会への所属や水入れのルールなどを、今後も地域の方に確認しながら、取り組んでいてもらいたいとお伝えしました。

新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われまます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第119号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第119号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第119号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第120号を議題といたします。

議案第120号の3件については、11月12日から12月5日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地

の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長

次に、議案第121号を議題といたします。

議案第121号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局

議案書5ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第121号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野 []、 [] 平米 外2筆、計 [] 平米。
[] さんから、有限会社 [] へ。露天駐車場用地、碎石置場用地。

2 神野町神野 []、 [] 平米 外3筆、計 [] 平米。 []
[] さんから、 [] 株式会社へ。露天建設資材置場用地。

3 神野町西条 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
さんへ。露地野菜販売用地。疎明書添付。

議案書6ページをご覧ください。

4 神野町石守 []、 [] 平米 外3筆、計 [] 平米。
[] さん 外2名から、株式会社 [] へ。テニスコート用地。

5 西神吉町鼎 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会
社 [] へ。露天駐車場用地及び露天資材置場用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。また、3番の案件については、隣接農地所有者1名の同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長

現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員

議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年11月19日、調査者は、岡本総務委員長、井相田委員と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第121号の1番。申請の土地の位置は大野の北、現況は畑作及び休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第121号の2番。申請の土地の位置は神野の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が雑種地、南が水路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第121号の3番。申請の土地の位置は西条の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が道路、南が水路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第121号の4番。申請の土地の位置は石守の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が水路及び道路、南が道路、北が道路及び境内地となっており、隣接に農地はありません。以上3件、地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年12月13日、調査者は、岡本総務委員長、藤原委員と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第121号の5番。申請の土地の位置は鼎の北西、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が水路、西が雑種地、南が水路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。議案第121号の3番について、隣接農地所有者の1人からの同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、12月13日金曜日に、岡本総務委員長と私、事務局1名の合計3名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者については、聞き取り調査には来られませんでした。

次に、転用事業者の申請代理人である澤本行政書士から聞き取りを行いました。まず、同意書が添付されていない理由については、訪問や電話で3回接触し、耕作上の支障の有無を聞いたものの、耕作者が別にいることからか、関係ないので押印しないと言われたとのことでした。事業計画の説明もありましたが、擁壁を設置せず砂利敷とし、建物も設置しないということでした。

耕作者からの同意は得られており、周辺農地に対する農業上の大きな支障

はないと思われます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第121号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。議案第121号のうち、4番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、また、1番から3番及び5番の案件については、許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第121号のうち、4番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、また、1番から3番及び5番の案件については、許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第122号を議題といたします。

議案第122号の4件については、11月11日から12月5日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第123号を議題といたします。

議案第123号の7件については、11月11日から12月5日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第124号を議題といたします。

議案第124号について、事務局の議案説明を願ひます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第124号 許可(受理)の取消等について報告のこと。

1 加古川町大野■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、有限会社■■■■へ。5条許可。

この案件につきましては、令和6年8月16日付で農地法第5条の規定により県知事から転用許可を受けていましたが、転用事業計画変更のため申請

者から取消し願いが提出され、許可時点と現況に変わりがなかったため、令和6年11月21日付で県知事により取消決定されたたものです。

以上です。

議長 議案第124号については、報告案件でございますので、これで終わりといたします。

議長 次に、議案第125号を議題といたします。
議案第125号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。
この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第125号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年12月13日、調査者は、岡本総務委員長、藤原委員と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第125号の1番。申請の土地の位置は出河原の東。現況は農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第125号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第125号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第125号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第126号を議題といたします。
議案第126号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書13ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。
議案説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案書13ページの2番、平荘町里の案件につきまして、申請書の利用状況が雑種地と訂正されたので、議案書も雑種地へ修正いただくようお願いします。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第126号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町粟津■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん。昭和60年5月より。

2 平荘町里■■■■、■■■■平米 外3筆、計■■■■平米。■■■■さん。昭和63年1月頃より。

3 西神吉町鼎■■■■、■■■■平米。■■■■さん。平成元年1月頃より。

議案書14ページをご覧ください。

4 志方町西牧■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん。昭和44年4月頃より。

5 志方町山中■■■■、■■■■平米 外3筆、計■■■■平米。■■■■さん。■■■■及び■■■■は平成5年頃より、■■■■及び■■■■は昭和40年頃より。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年12月13日、調査者は、岡本総務委員長、庄司委員と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第126号の1番。申請の土地の位置は粟津の南。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、本岡推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年12月13日、調査者は、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第126号の2番。申請の土地の位置は里の東。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、都倉正委員、道清委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

議案第126号の3番。申請の土地の位置は鼎の北西。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

議案第126号の4番。申請の土地の位置は西牧の北。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われれます。

議案第126号の5番。[]及び[]については、申請の土地の位置は山中の中。現況は宅地。[]及び[]については、申請の土地の位置は山中の西。現況は山林。2か所とも申請どおりかと思われれます。以上2件、地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第126号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第126号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第126号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第127号を議題といたします。
議案第127号の1件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第128号を議題といたします。
議案第128号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書16ページをご覧願います。
この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案を別紙のとおり決定し加古川市長に提出しようとするものです。

議案書17ページをご覧願います。

目標地図は、農業上の利用が行われる区域、いわゆる守るべき農地における10年後に目指すべき農地利用の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした図面で、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出するものでございます。

なお、地域計画上の農地の集積率は、認定農業者、認定新規就農者、法人化された営農組織、法人化が見込まれている営農組織並びに、基本構想水準到達者で算出しますが、今回の説明からは、現場の個人の担い手農家さんも含めた集積面積と目標面積を中心にして説明します。

今回議案上程した目標地図素案は、記載のとおり、全部で12集落11地域で、1番の加古川町大野、北大野と南大野の2集落で1地区となります。

それでは1番から順に目標地図素案の説明を行います。

それでは、議案書18ページ、議案第128号1番、加古川町大野地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。また、以降の案件についてもプロジェクターで市へ提出する目標地図素案の原本を映します。審議参考資料は、同法第18条第1項の規定により加古川市のホームページ上に公表された各地区の協議状況を記載しています。

審議参考資料は9から10ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は25.3ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、黄色の部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、茶色が■■■■さんで営農形態は主に水稻です。青色は元認定新規就農者の■■■■さんでブルーベリーを栽培されています。

赤色は認定新規就農者の■■■■さんでイチゴの施設園芸に取り組みまれている

ます。紫色は■■■■さんで■■■■さん同様、営農形態は主に水稲です。現状維持で耕作を継続される耕作者の圃場は黄色の部分となり、実際の集積面積は、現状5.0ヘクタールから10年後6.7ヘクタールに拡大する計画です。

議案書19ページ、2番の神野町石守地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、11から12ページを合わせてご覧ください。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は35.1ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、赤色が任意団体の■■■■営農組合で、現状面積が11.3ヘクタールを10年後12.5ヘクタールに拡大する計画です。

次に、議案書20ページ、3番の八幡町野村地区の目標地図素案の説明をいたします。

審議参考資料は、13から14ページを合わせてご覧ください。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は37ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手に着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が認定農業者の株式会社■■■■で、総面積8.9ヘクタール、青色は同じく認定農業者の株式会社■■■■で総面積7.3ヘクタールを10年後も維持する計画です。

御覧いただいたように、本地域については、株式会社■■■■ほか1者の担い手を中心に、農地バンクを通じて権利設定を行い、現在の集積面積16.2ヘクタール、集積率44%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に、議案書21ページ、4番、八幡町船町地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、15から16ページを合わせてご覧ください。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は22.9ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が株式会社■■■■で、総面積12.5ヘクタールを10年後も維持する計画です。

御覧いただいたように、本地域については、株式会社■■■■を担い手として、農地バンクを通じて権利設定を行い、現在の集積面積12.5ヘクタール、集積率55%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に、議案書22ページ、5番、平荘町上原地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、17から18ページを合わせてご覧ください。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は29.6ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、ほかの着色の部分

ール、赤色がいちじくの認定新規就農者の■■■■さんで総面積が0.4ヘクタール、青色が■■■■株式会社で総面積が0.7ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、■■■■営農組合については法人格がないため、営農組合長個人による権利設定、あるいは特定作業受委託により同営農組合を中心的な担い手として、現在の集積面積12.3ヘクタールを維持し集積、集約を進めてまいります。

なお、すべての案件について、各地区の目標地図素案は、審議参考資料のとおり地元開催の協議の場で協議を行い、了解を得ております。

以上、議案第128号の計11地区の案件について、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第128号について、ご意見ご質問を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第128号について、原案のとおり決定してよろしいか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第128号について、原案のとおり決定し、加古川市長に提出いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第129号を議題といたします。

議案第129号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第129号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書31ページ、審議参考資料31ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数6戸、貸し手に当たります、利用権を設定する者の数8戸。筆数17筆、面積29,073平米です。

続きまして、32ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書33ページ・34ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料31ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第129号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第129号について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時29分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年12月19日

署名委員（15番）

署名委員（17番）